

県土整備部版「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」との読み替え箇所対照表

青森県 農林水産部農村整備課

| 【原文】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版) 青森県 県土整備部 | | | 【読替え箇所】農林水産部農村整備課用 | | |
|--|-------------|--|--------------------|--|--|
| 頁 | 箇所 | 内 容 | 頁 | 内 容 | |
| 1 | 表紙 | 平成28年10月1日以降適用 青森県 県土整備部 | 1 | 平成29年10月1日以降適用 青森県 農林水産部農村整備課 | |
| 2 | 目次 | V 発注者間のコミュニケーション 【別冊】土木工事条件明示の手引き(案) | 2 | V 参考資料 削除 | |
| 3 | 中表紙 | 平成28年10月1日以降適用 青森県 県土整備部 | 3 | 平成29年10月1日以降適用 青森県 農林水産部農村整備課 | |
| 6 | (4) 10行目 | あらかじめ、地域県民局の <u>地域整備部</u> の長(本庁各課にあつては課長とし、青森空港管理事務所にあつては所長とする。)の承認を受けるものとする。) | 6 | あらかじめ、地域県民局の <u>地域農林水産部</u> の長の承認を受けるものとする。) | |
| | (6) 21行目 | 詳細は、P110参照。 | | 詳細は、P91参照。 | |
| 8 | 中段 | 【留意事項】 1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認(工事調整会議(三者会議)等を利用することもできる。)して、設計変更「協議」にあたる。 | 8 | 【留意事項】 1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。 | |
| 19 | | 【フロー(発注者)】 変更伺い:重要な事項については地域県民局の <u>地域整備部</u> の長(本庁各課にあつては課長とし、青森空港管理事務所にあつては所長とする。)まで(原則14日以内) 【フロー(発注者)】 変更施工承認:重要な事項については地域県民局の <u>地域整備部</u> の長(本庁各課にあつては課長とし、青森空港管理事務所にあつては所長とする。)まで(原則14日以内) | 19 | 【フロー(発注者)】 変更伺い:重要な事項については地域県民局の <u>地域農林水産部</u> の長まで(原則14日以内) 【フロー(発注者)】 変更施工承認:重要な事項については地域県民局の <u>地域農林水産部</u> の長まで(原則14日以内) | |
| 21 | 2) 10行目 | ⑤増加費用の算定は、 <u>設計業務等標準積算基準書</u> を基本とする。 | 21 | ⑤増加費用の算定は、 <u>土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)</u> を基本とする。 | |
| 27 | 中表紙 | II-1 工事一時中止に係るガイドライン II-2 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて 平成28年10月1日以降適用 青森県 県土整備部 | 27 | 削除し、28項の目次を移行 平成29年10月1日以降適用 青森県 農林水産部農村整備課 | |
| 28 | 中表紙 | II-1 工事一時中止に係るガイドライン(の目次) | | 削除 | |
| 30 | | 【基本フロー 増加費用の考え方】 中止期間 3ヶ月以内 中止期間が3ヶ月を超えるなど、標準積算によりがたい 標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上げ積算とする。 全部 | 29 | 【基本フロー 増加費用の考え方】 削除 | |
| 40 | | | | 全項削除 | |

| 【原文】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版) 青森県 県土整備部 | | | 【読替え箇所】農林水産部農村整備課用 | | |
|--|---|--|--------------------|--|--|
| 頁 | 箇所 | 内 容 | 頁 | 内 容 | |
| 41 | 角丸枠中 1行目から 角丸枠中 7行目 四角枠 | ◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象 ^{注)} に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。 ただし、中止期間3ヶ月※以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。 ※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以内」としている。 工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合) | 39 | ◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象 ^{注)} に、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用算定する。 | |
| 42 | 別表-1 | 全部 | - | 削除 全項削除 | |
| 50 | 四角枠内 3行目 | (1)現場における増し分費用【積上又は率により計上】 | 47 | (1)現場における増し分費用 | |
| 55 | 参考様式 右側 | <中止期間が3ヶ月以内の場合>「参考値」〇〇〇円 ※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。 (土木工事標準積算基準書の計算方法により算出) <中止期間が3ヶ月を超える場合> 監督職員が承諾した基本計画書に基づき、実費精算を行う。 | 52 | 削除 | |
| 56 | 参考様式 右側 | <中止期間が3ヶ月以内の場合>「参考値」〇〇〇円 ※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。 (土木工事標準積算基準書の計算方法により算出) <中止期間が3ヶ月を超える場合> 監督職員が承諾した基本計画書に基づき、実費精算を行う。 | 53 | 削除 | |
| 59 ~ 72 | | II-2 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて | - | 全項削除 | |
| 73 | 中表紙 | 平成28年10月1日以降適用 青森県 県土整備部 | 56 | 平成29年10月1日以降適用 青森県 農林水産部農村整備課 | |
| 91 | Point 2行目 | (※)この場合、薬液注入率の変更を設計変更審査会等を通じて明確に伝える必要がある。 | 74 | (※)この場合、薬液注入率の変更を協議打合せ等を通じて明確に伝える必要がある。 | |
| 95 | Point 2行目 | 本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが濁水という状況下においてその必要性が設計変更審査会で検討されたもの。 | 78 | 本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが濁水という状況下においてその必要性が協議検討されたもの。 | |
| 107 ~ 108 | | V 受発注者間のコミュニケーション | - | 全項削除 | |
| 109 | 1行目 | VI 参考資料 | 90 | V 参考資料 | |

| 【原文】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版) 青森県 県土整備部 | | | 【読替え箇所】農林水産部農村整備課用 | | |
|--|-----------|--|--------------------|--|--|
| 頁 | 箇所 | 内 容 | 頁 | 内 容 | |
| 110 | 下段四角 枠 | <p><u>第3条</u> 設計変更の手続</p> <p>設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書共通編1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続については、「土木工事 請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」(青森県 県土整備部)によるものとする。</p> | 91 | <p><u>第●章</u> 設計変更の手続</p> <p>設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書共通編1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続については、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」(青森県 農林水産部農村整備課)によるものとする。</p> | |
| 117 | | <u>【別冊】土木工事条件明示の手引き(案)</u> | - | <u>全項削除</u> | |